

昭和56年5月31日以前に
建てられた個人が所有する

住宅の除却補助について



最大

20万円補助します！

●対象かどうかチェック

(以下のすべてに該当するもの)

- 所定の方法による耐震診断等の結果が一定基準未満であること。
- 原則として住宅のすべてを除却(解体)すること。
- 建物所有者の世帯全員の直近の年間所得の合計が256万8千円以下であること。

●申込方法

まず、住宅まちづくり課窓口にお越しいただくか、電話もしくは、メールでお問い合わせください。職員が後日、現地調査を行ったあと、申込書を提出していただきます。

※除却工事(補助対象工事)の契約(着手)後の申込みはできません。

●補助額(以下1~3の最少額)

- 1) 除却に要した費用の額
- 2) 20万円
- 3) 住宅の床面積[m²]×1万円

*所定の方法による耐震診断等:以下のいずれか

- 1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく一般診断法等の専門家による耐震診断
- 2) 「誰でもできるわが家の耐震診断」による耐震診断(木造住宅のみ)

●注意事項

- ▷ 過去に耐震改修工事の補助金を受けている場合、補助対象になりません。
- ▷ 建設業法の許可または建設リサイクル法の登録を受けている者による除却工事であること。
- ▷ 宅地を更地にすると、固定資産税や都市計画税が増加する場合があります。
- ▷ 都市計画事業の用地として除却工事費用に相当する額の補助を受ける場合や、エコ住宅への建て替え等に際して、別途除却費用に係る公的補助を受ける場合等は、補助対象になりません。
- ▷ 受付期間は4月3日~12月27日(完了報告書の提出期限は2月28日)です。年間の補助枠は**先着5棟**です。受付期間内に予定数に達した際は、受付を終了します。

●お問い合わせ先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

住所: 573-8666

枚方市大垣内町2丁目9番15号

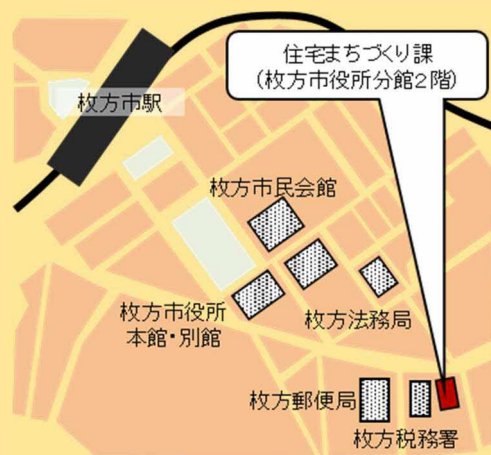
(枚方市役所分館2階)



TEL: **072-841-1478**(直通)

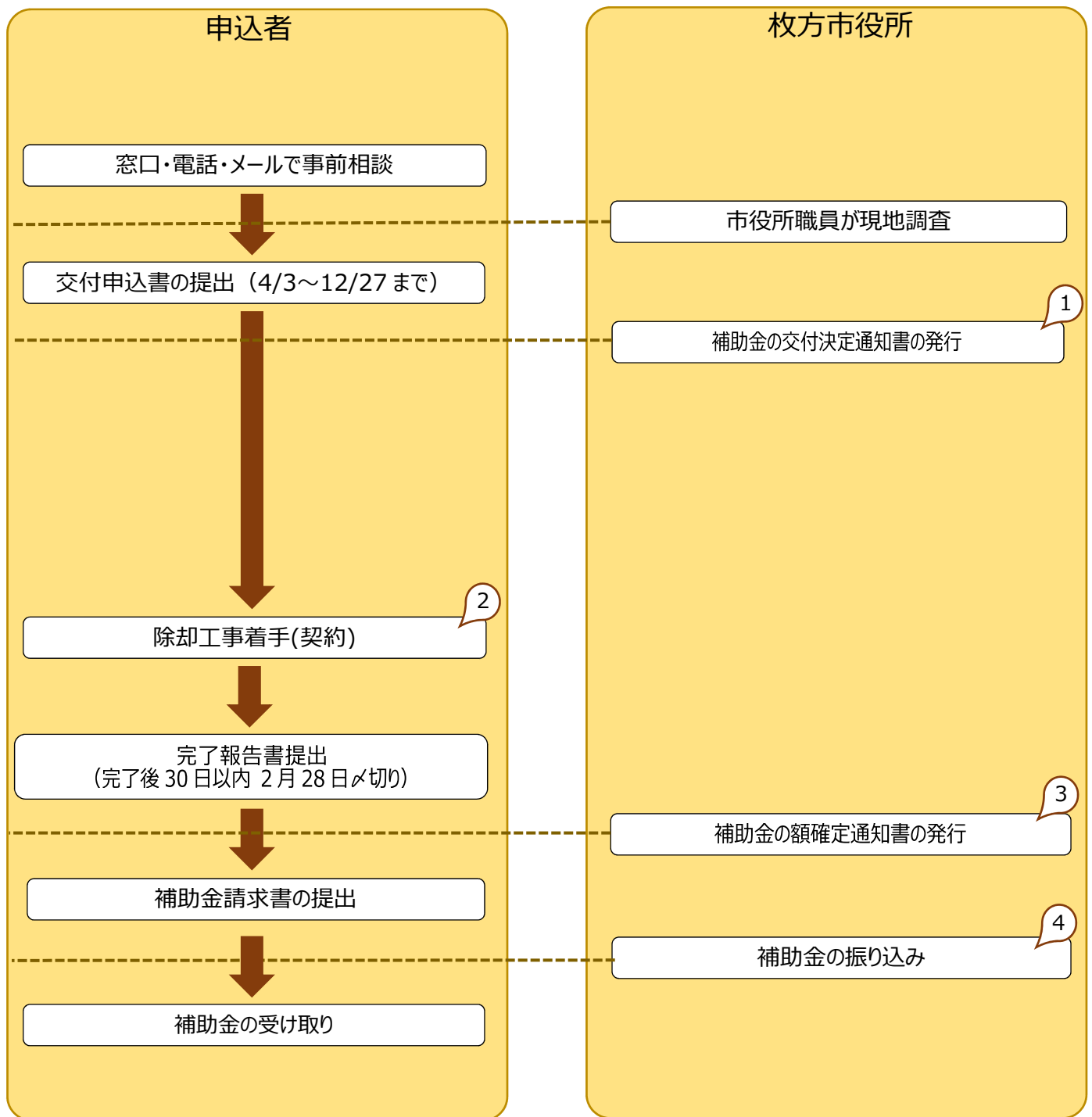
FAX: 072-841-5101

MAIL: jumachi@city.hirakata.osaka.jp



手続きの流れ

① 交付申込書の提出は 4/3~12/27 まで 工事完了報告書の提出は 2/28 まで



手続きのポイント

- 1 申込書を提出してから 2 週間程度で交付決定通知書を発行します。
- 2 交付決定通知書の発行日から 30 日以内に補助対象行為に着手（契約）してください。着手後、**着手報告書を提出**してください。
- 3 完了報告書を提出してから 2 週間程度で額確定通知書を発行します。
- 4 補助金の振り込みは、補助金の額確定通知書がお手元に届いてから **1 ヶ月程度**かかります。